

# 測量行政の推進



航空レーザ測深



公共測量担当者に向けた各地での説明会



公共測量についての相談

## 「測量法」を所管する国家行政機関としての責務

国土地理院は、測量の重複を排除し正確さを確保することを目的とする「測量法」を所管する国家行政機関として、日本全国で行われる測量の計画に対する技術的助言や成果の審査、新たな測量技術の普及促進、国家資格であり測量作業の担い手となる測量士・測量士補の試験・登録などを行っています。

## 測量法

測量法（昭和24年法律第188号）は、土地の測量に関する基本的な法律で、測量の実施の基準及び実施に必要な権能を定め、測量の重複を除き、測量の正確さを確保するとともに、測量業の適正な運営とその健全な発達を図ることを目的とする国土地理院が所管している法律です。

測量は、地図の作成のみならず、国土管理やインフラ整備などの公共事業を通じた社会基盤の整備や災害対策には必要不可欠であり、私たちの生活の様々な場面で大きな役割を担っています。

そのため、国や公共団体等が行う測量について、技術的基準の統一や、測量成果の十分な活用を図ること、測量実施に必要な権能の付与、測量成果の公開に関することのほか、測量士及び測量士補や、専門の養成施設に関すること、また測量業に関することなどについても規定しています。

### 測量法の構成

- 第一章 総則
- 第二章 基本測量
- 第三章 公共測量
- 第四章 基本測量及び公共測量以外の測量
- 第五章 測量士及び測量士補
- 第六章 測量業者
- 第七章 補則
- 第八章 罰則

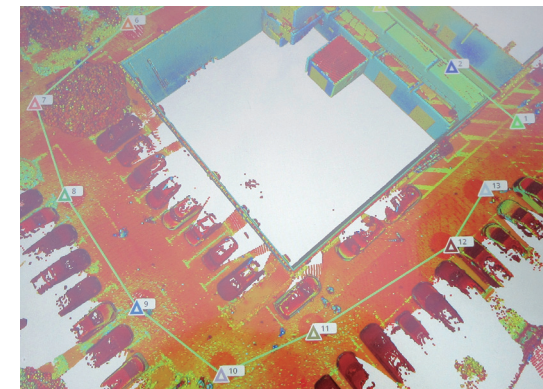
※ 第六章(測量業者)は、国土交通本省の所管

## 公共測量における取組

新しい道路の整備や防災のための河川改修など、国土のインフラ整備や都市計画の策定を行うための公共事業は、私たちの身の回りのあらゆる場所で行われています。こうした公共事業の計画・設計等のために、国や公共団体が費用を負担して行う高度な測量が「公共測量」です。公共測量の成果は、必要とされる精度が確保され、後に行われる測量にも活用されることが求められます。

公共測量を実施するには、測量機器の種類や観測法、計算法などを定めた作業規程を策定する必要があります。国土地理院では、公共測量の標準的な作業方法などを示した「作業規程の準則」を定めています。新たな測量技術についても情報収集や検証を行い、公共測量で利用できるようにしています。また、測量法で定められた手続の中で、測量計画に対する技術的助言や測量成果の審査を実施しています。

これらの取組を通じて、公共測量における規格の統一や必要な精度の確保、測量の重複排除に貢献しています。さらに、ウェブサイトでの情報発信や各地での説明会など公共測量に関する普及・啓発活動を実施し、公共測量が適切に実施されるよう取り組んでいます。



地上レーザ測量

## 測量士・測量士補の試験・登録

測量士及び測量士補は、国土地理院が行う「基本測量」又は国や地方公共団体などが行う「公共測量」に従事するために必要な資格であり、測量法で規定されています。国土地理院では、資格を取得するための試験を年1回実施するとともに、以下の要件に基づく資格の審査・登録等を行っています。

### 資格要件

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 測量士<br>(測量法第50条)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学や短期大学、高等専門学校で測量に関する科目を修め卒業し、一定の実務経験を得る。</li> <li>測量専門養成施設で専門知識及び技能を修得し、一定の実務経験を得る。</li> <li>測量士補を取得した後に、測量専門養成施設で高度の専門知識及び技能を修得する。</li> <li>測量士試験に合格する。</li> <li>測量に関する科目を修め、学位授与機構※から学士の学位を授与された者が、一定の実務経験を得る。</li> </ul> |
| 測量士補<br>(測量法第51条) | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学や短期大学、高等専門学校で測量に関する科目を修め卒業する。</li> <li>測量専門養成施設で専門知識及び技能を修得する。</li> <li>測量士補試験に合格する。</li> <li>測量に関する科目を修め、学位授与機構※から学士の学位を授与された者。</li> </ul>                                                                                |

※(独)大学改革支援・学位授与機構

### column

#### 測量士・測量士補資格の在り方の検討

担い手の確保等を主な目的として、2024年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律」により測量法が一部改正され、政府は、測量士・測量士補の中長期的な育成及び確保に留意して、測量士・測量士補となる資格の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされました。

国土地理院では、学識経験者等からなる検討会を設置し、技術の進展に対応した担い手確保等の諸課題の解消に向け、測量資格制度のあるべき姿について検討を行っています。